

○松山広域福祉施設事務組合職員の臨時的任用に  
関する規則

制 定 平成9年12月1日規則第2号  
改 正 令和2年3月31日規則第1号

松山広域福祉施設事務組合臨時的任用職員の任用等に関する規則（昭和50年規則第6号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項に規定する臨時的任用について必要な事項を定めることを目的とする。

（準用）

第2条 本組合職員の臨時的任用に関しては、松山市職員の臨時的任用に関する規則（昭和53年規則第26号）を準用する。この場合において、「市」及び「市長」とあるのは、「組合」及び「組合長」と読み替えるものとする。

付 則（平成9年12月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年3月31日規則第1号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。